

県立病院等非常用発電機設備保守業務委託 仕様書

1 業務の概要

この業務は、県立病院等の非常用発電機設備について、医療機器等の非常電源として常時適正な状態で維持することにより、停電時における各設備への電源供給に万全を期するものである。

なお、本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書及び同解説令和5年版（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

2 業務場所

病院等名称	所在地	電話番号
県立釜石病院	釜石市甲子町第 10-483-6	0193-25-2011
県立宮古病院	宮古市鉾ヶ崎第 1 地割 11-26	0193-62-4011
チェリオ(宮古病院併設)	宮古市鉾ヶ崎第 1 地割 11-26	0193-62-4011
県立磐井・南光病院	一関市狐禅寺字大平 17	0191-23-3452
県立遠野病院	遠野市松崎町白岩第 14-74	0198-62-2222
県立高田病院	陸前高田市高田町字太田 512-2	0192-54-3221
県立江刺病院	奥州市江刺西大通り 5-23	0197-35-2181
県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢 32-1	0191-53-2101
県立中部病院	北上市村崎野 17-10	0197-71-1511
県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛 38-2	0195-23-2191
県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸砂森 60-1	0195-33-3101
県立大槌病院	上閉伊郡大槌町小槌第 23 地割字寺野 1-1	0193-42-2121
県立山田病院	下閉伊郡山田町飯岡第 1-21-1	0193-82-2111
県立中央病院附属 沼宮内地域診療センター	岩手郡岩手町大字五日市第 10-4-7	0195-62-2511
県立軽米病院	九戸郡軽米町大字軽米第 2-54-5	0195-46-2411
県立大東病院	一関市大東町大原字川内 128	0191-72-2121
県立磐井病院附属 花泉地域診療センター	一関市花泉町涌津字上原 31	0191-82-1231
県立東和病院	花巻市東和町安俵 6-75-1	0198-42-2211
県立中央病院附属 大迫地域診療センター	花巻市大迫町大迫第 13-20-1	0198-48-2211
県立大船渡病院附属 住田地域診療センター	気仙郡住田町世田米字大崎 22-1	0192-46-3121
県立二戸病院附属 九戸地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内第 7-35-1	0195-42-2151
県立中央病院附属 紫波地域診療センター	紫波郡紫波町桜町字三本木 32	019-676-3311

3 適用範囲

保守点検の対象となる機器は、別紙「県立病院等非常用発電機設備内訳表」のとおりとする。

4 保守点検の方法等 次に示す(1)～(8)によるものとする。ただし、(2)は消防用(兼用)非常用発電機設備にのみ適用する。

(1) 共通仕様書-第2編定期点検等及び保守-第3章電気設備-第4節自家発電設備による6ヶ月周期及び1年周期の点検を行う。

報告書は、共通仕様書「建築保全業務共通仕様書解説資料(令和5年版)資料2)建築保全業務報告書作成の手引き」によるものとする。なお、報告書には、作業状況及び不良箇所写真を添付するものとする。

(2) 消防法施行規則第31条の6第4項に基づき、消防庁告示(以下「告示」という。)で定める非常電源(自家発電設備)の項による6ヶ月及び1年点検を行う。

報告書は、告示で定める点検結果報告書及び点検票によるものとする。

(3) 保守点検は6～8月及び12～2月に実施するものとし、電気工事士法に基づく特殊電気工事資格者認定証(非常用予備発電装置)及び消防法に基づく消防設備点検資格者第1種又は消防設備士第1類の資格を併せ持つ者(以下「技術員」という。)を県立病院等に派遣し実施するものとする。

(4) 保守点検は各病院等事務局の担当者(以下「担当者」という。)及び医療局が自家用電気工作物保安管理業務委託契約を締結している者(一般財団法人東北電気保安協会)の立会いのうえ実施するものとし、保守点検終了後速やかに設備の良否、所見、技術員の氏名等必要事項を記載した報告書を下表により作成し担当者の確認を得たのち、提出するものとする。

報告書種類	部数	提出先
(1)に係る報告書	2	担当者：1部 医療局経営管理課：1部
(2)に係る報告書	2	担当者：1部 医療局経営管理課：1部
(2)に係る報告書(消防署定期報告用)	2	担当者：2部(正・副)
点検実施報告書(点検実施確認用)	1	医療局経営管理課：1部

(5) 保守点検に必要な工具及び測定器具等は、原則として受注者が用意するものとする。ただし、発電機室に備え付けの工具類は、担当者の承諾を得て必要に応じて使用することができるものとする。また、発電機の試運転に係る燃料油についても無償で使用できるものとする。

(6) 保守点検に要する部品等のうち、次の物品及び取替費用は本契約金額に含むものとする。

- ① 発電機制御盤等の各種表示ランプの電球
- ② 各種ネジ類、ヒューズ類、パッキン類
- ③ バッテリーの補給用蒸留水
- ④ 清掃用洗浄剤、ウエス類
- ⑤ 軸受補給用グリース・潤滑油

(7) 前項に掲げる部品等以外(エンジンオイル、ラジエータークーラント、バッテリー等)の交換及び機器の修理を必要とする場合は、別に見積・受注のうえ施工するものとする。

(8) 病院毎に実施する自家用電気工作物保安管理業務委託に係る年次点検に立ち会うものとする。

5 提出書類

受注者は、次の書類を発注者に提出するものとする。

- ① 業務工程表 1部 契約締結後7日以内
- ② 業務責任者選任通知書 1部 契約締結後7日以内
有資格一覧表添付のこと。（業務責任者は技術員と兼務可能）
- ③ 業務計画書 1部 保守点検実施前
業務概要、実施工程表（作業時間、発電機運転不能時間）、実施体制及び組織表、安全管理、使用機械器具等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）、作業内容及び手順、業務管理（作業完了確認、品質確認、写真撮影要領等）、緊急時の連絡体制及び対応手順、交通管理（道路交通法の順守、敷地内通行、車両点検等）作業員名簿及び経歴書（関係資格者証の写し）、他について記載する。
- ④ 保守点検報告書 前第4項 保守点検の方法等（4）のとおり
- ⑤ 点検実施報告書 別紙様式のとおり

別紙

県立病院等非常用発電機設備保守点検実施報告書

令和 年 月 日

岩手県医療局長 様

県立病院等非常用発電機保守業務委託仕様書に従い、下記のとおり点検（上期・下期）を実施しましたので報告致します。

1 病院等名 岩手県立 病院
(岩手県立〇〇病院附属〇〇地域診療センター)

2 点検実施日 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 業務責任者 氏名 (※) 印

4 作業員名簿

氏 名

病院等職員確認者 職氏名 (※) 印

※ 自筆の場合は押印省略可